

□仕様書づくりのポイントについて

1. 仕様書の位置付け

基本設計を委託する際の設計者の選定方式として、プロポーザルによる選定を基本とした場合、参加者に配付する資料について以下のものが想定される。

- ・プロポーザル実施要領
- ・庁舎等建設基本構想・基本計画
- ・**庁舎等建設基本設計業務仕様書**
- ・現況資料（地籍、インフラ図面、航空写真など）
- ・様式集
- ・評価基準

ただし、他の自治体の例では評価基準を示していない場合や、仕様書の定めのない（作っていない）場合もある。

実施要領や基本構想・基本計画などで、仕様書の内容を包含しているケースもあり、自治体によって資料の作り方に統一された概念はない。

また、仕様書は成果品の基準（フォーマット）や数量を示している程度のものが多い。つまり、仕様書の位置付けは、自治体の捉え方によってその内容は大きく異なる。

2. 本町における仕様書の役割

本町の庁舎等建設基本構想・基本計画（案）は、50頁を超えるボリュームであり、基本設計を作成するうえで十分に参考となるものと考えられるが、コンセプトの記述が多く具体性に乏しい部分がある。

よって、仕様書でその部分を補うものとし、イメージとしては第5章の1. 事業計画の（1）および（2）の内容を補強するものとしながら、成果品の基準なども示した構成としたい。

もしくは、一般的な仕様書と構成が違う場合、参加事業者が戸惑うこともあり得るので、要求水準書など別の名称とすることも考えられる。

3. 仕様書の例

- ・要求水準書のイメージ 別添1
- ・一般的な仕様書例 別添2